

大谷口一丁目周辺地区

不燃化特区

板橋

令和元年5月

第22号

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

事業説明会・相談会のご案内

日時

一日目：6月14日（金）
19時～21時

二日目：6月15日（土）
10時～12時

会場

大谷口地域センター（3階洋室B）
住所：大谷口二丁目12番5号

空き家の除却だけでも、助成対象となります。

不燃化特区の助成期間は令和2年度末（来年度末）

までです。

時間の余裕がありません。なお、助成を受けるためには、設計や工事の契約前に申請が必要です。

助成事業の活用を検討中の方は、
まずはご相談ください。



内容は両日とも同じです。詳しくは、裏面もあわせてご覧ください。

不燃化特区 助成制度

助成内容

- 除却費（最大150万円）※除却だけでも助成対象です
- 設計費（最大100万円）
- 建物除却後管理柵を設置する費用（最大25万円）
- 工事費（最大150万円）※主要生活道路沿道のみ対象

除却助成の対象建物

助成対象となるのは、以下の①～③を全て満たしている建築物です。

- ①：主要構造部が木造のもの
- ②：耐火建築物、準耐火建築物（簡易耐火建築物を含む）以外のもの
- ③：耐用年限（木造住宅22年）の2/3を経過したもの

令和2年度（来年度）末までの助成事業です

ご注意ください

- 設計や工事の**契約前に申請が必要**です。契約後では、申請を受け付けられません。
- 助成の予算は、年度ごとに決まっています。**予算が執行状況により助成できない場合もあります**ので、早めにご相談ください。
- また、工事が完了後、助成金の交付申請を行い、令和2年（来年）**12月までに「助成金交付決定」**が下りている必要があります。



建替えを検討中の方

除却のみを検討中の方

検討中の方は、まずは早めにご相談ください。

助成金交付決定までには、申請後、いくつかの手続きとそのための時間が必要です。ギリギリの申請では間に合わない場合がありますので、まずは一度ご相談ください。

このニュースや相談会に関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目66番1号
電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

